

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度 : : 法人名

別表六(十)

試験研究費の額		1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13	円
控除対象試験研究費の額の計算	同上	【No.39】1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 (1) 棚卸資産 (2) 固定資産（事業の用に供する時ににおいて試験研究の用に供するものを除きます。） (3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。） また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受ける金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。		整前法人税額 [表一「2」又は別表一の「2」若しくは「13」]	14	円
	(1)の額に試験研究費の額の計算			合事業8年度3月末日以前に開始する (7) > 12% の場合	15	0.35
増減試験研究費割合の計算	増減試験研究費割合の計算	(6) (5)	7	(9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1を超える場合は0.1)	16	円
試験研究費の平均売上金額	試験研究費の平均売上金額	(別表六(十)「10」)	8	当期税額基準額 (14) + (別表六(十三)「9」) × ((15)、(0.25 + (16)) 又は 0.25)	17	円
税額控除割合	税額控除割合	(10) + (10) × (11) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	法人税額の特別控除額 (18) - (19)	20	円

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

令七・四・一以後終了事業年度分

【No.44】中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合、次の中小企業者等向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。
 (1) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(十)）
 (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(十五)）
 (3) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（適用要件の緩和措置）（別表六(二十)）
 (4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十三)）
 (5) 中小企業者等に係る給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十四)）
 (6) 生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除（税額控除割合）（別表六(二十六)）